

「JR 南千歳駅連絡歩道広告掲出企業等」

募 集 要 綱

千歳市

「JR 南千歳駅連絡歩道広告掲出企業等」募集要綱

1 JR連絡歩道における広告掲出について

JR南千歳駅連絡歩道の壁面を利用した広告物の掲出に際しては、未利用施設の有効利用を図り広告掲出料の徴収により得た利益を、「施設管理費の一部に充填し管理経費の低減」すること、また「企業等の広告により地域経済の活性化」を図ることを目的として実施するものです。

JR連絡歩道における広告掲出の導入については、掲出企業等を公募し、当要綱によって掲出料を決定します。これによって道路管理者が管理する施設として、道路区域における広告物の掲出を認めるものであります。

なお、公募が複数の企業の申し込みがある場合は、各掲示板ごとに広告審査委員会により「広告掲出企業等」を決定します。

2 広告物の掲出場所等について

南千歳駅連絡歩道は道路であります。これは駅前広場とJR南千歳駅を結ぶ建築構造物で屋内施設であります。

平成17年度には「千歳アウトレットモール レラ」が開業、平成19年度には今の店舗数のおよそ50%に及ぶ増床工事が竣工し、この施設の利用者もさらに増えていくものと考えられます。また、近傍の千歳科学技術大学の乗降駅でもあるので、企業等の広告物掲出場所としては最適であると考えられます。

広告物の掲出箇所については、道路本体の持つ機能を損なわない箇所で、かつ広告の宣伝等効果が最大限発揮できる場所であってはなりません。また、建築構造物であり、消防法に抵触しない場所と設置方法でなければなりません。このことから、防火設備、排煙設備等の支障とならない別紙図面の壁面に掲出することとします。南千歳駅連絡歩道は採光窓や排煙窓が大部分を占めていますので、それ以外の場所で階段部壁面に縦長1,080mm横長1,480mm(B0版)2枚、階段踊り場にある壁面に同3枚、及び空中歩廊部天井採光部に吊下げポスター6枚が適当と考えられます(別図1)。なお、連絡歩道の管理は平日(祝日を除く)の日中は市から委託を受けている千歳市環境整備事業協同組合が行っておりますが、早朝及び夜間は無人化します。

○南千歳駅連絡歩道の掲示板設置位置

- | | |
|----------------|----|
| ・階段踊り場壁面掲示板 | 3枚 |
| ・空中歩廊部JR南千歳駅付近 | 2枚 |
| ・空中歩廊部天井採光部 | 6枚 |

3 掲示板について

掲示板については、広告物が容易にいたずら等されないもので、多少の衝撃にも十分耐える構造とし、設置は市によって実施しますが、企業等側で掲示板自体を用意する場合は現物審査でこれを認めます。

また、耐火構造物で衝撃時に破砕しない素材であれば、審査委員会の承認のもと、直接壁面に掲出できることとします。

吊下げポスターについては容易に破損、汚損、引火しにくい材質のものを設置することとし、広告審査委員会で承認するものとします。

- 掲示板仕様 縦長 1,080 mm横長 1,480 mm (B0版) アルミ製、カバー付き
- 吊下げポスター 大きさは任意としますが、歩道の建築限界(地上高さ 2.5 m)を侵さない範囲とし、上記の仕様とします。
- その他 広告審査委員会において承認されたもの。

4 通行者数について

南千歳駅連絡歩道に関しては、JR北海道からの資料提供によれば、南千歳駅利用者は1日約 1,000 人であり、連絡歩道利用者の経路としては、階段を利用し昇降するかエレベーターを利用するかのいずれかです。

5 応募資格及び広告掲出基準について

「千歳市広告掲載基準(以下「広告掲載基準」という。)」をご覧ください。

広告掲出応募者については市内に限らず、全道又は全国の民間企業等を対象といたします。

6 広告のデザイン、仕様について

広告掲示板に収まる大きさとし、材質は紙、及び布と同等の素材とします。また、広告のデザイン及び内容に関しては、「広告掲載要綱」及び「広告掲載基準」で定める範囲内で認めるものとします(可否の判断は、広告審査委員会で決定)。

7 広告の掲出期間内での内容変更について

広告の掲出期間内における広告物のデザイン等の変更は任意としますが、あらかじめ「広告仕様及び掲出案」に明記することとし、変更の1週間前までに広告審査委員会に別紙(3)で新たな広告案を提示して審査を受けることとなります。審査の結果、支障ないと認められたときは変更を許可することとします。

8 広告掲出期間について

広告を掲出する期間は原則最長6ヶ月間とし、7日もしくは1ヶ月単位として掲出期間を定めます。

9 広告掲出の決定について

広告掲出の申込みがあったときは、広告審査委員会で「広告掲載要綱」及び「広告掲載基準」に適合するかどうかについて審査いたします。

審査の結果「広告掲載要綱」並びに「広告掲載基準」に適合する広告が複数の場合は以下の審査基準で総合的に判断し、「広告掲出企業等」を決定いたします。

- ・当該広告を掲出することで、千歳市産品の消費拡大、千歳市内の観光振興、市内産業の育成等の効果が期待され、産消協働の推進に資すると認められるもの。
- ・市内に本社等があり、主な営業活動が市内である企業等。

・その他のもの。

1 0 広告掲出までの事務手続きについて

広告掲出企業等の決定、広告掲出までの手続きの流れは以下のとおりです。

- (1) 市は、南千歳駅連絡歩道において「広告を市が用意した掲示板内等に掲出を希望する企業等（以下「広告掲出企業等」という）」を公募します。
- (2) 広告掲出を希望する企業等は、応募の際、「広告掲出申込書（別紙2）」、「広告仕様及び掲出案」（別紙3）」を市へ提出してください。
- (3) 市は広告掲載基準に基づき申請書類等について審査を行い、掲出する広告を決定いたします。
- (4) 市は前項の規定により掲出する広告を決定した場合は、「広告掲出企業等」へ「広告掲出採用の案内（別紙4）」により選定結果を通知するとともに、広告掲出契約書を締結し広告掲出料納入通知書を交付します。
- (5) 「広告掲出企業等」は、「広告掲出契約書」を締結した後、掲出期日まで広告掲出料を納入し、掲出物の及び掲出料の領収書を市に提示し、検印の後、契約期間内において掲示板に広告を掲出します。

※「広告掲出企業等」が「倒産」又は「広告掲出後に社会的問題を起こすなど不正又は不誠実な行為をし、市が連絡歩道に広告を掲出する「広告掲載企業等」と不適当と認めた場合」などについては、広告を撤去できるものとします。その場合すでに納入されている広告掲出料は返還しないこととします。

1 1 広告掲出料について

以下の単価に掲出期間を乗じた金額を、指定期日まで一括して納入してください。

広告掲出料 (消費税込み)

掲出場所	1週間/1箇所	1ヶ月/1箇所
南千歳駅連絡歩道（掲示板 B0版）	2,100 円	9,000 円
南千歳駅連絡歩道（B0版をこえるもの）	1,400 円・㎡	6,000 円・㎡
南千歳駅連絡歩道（吊下げポスター）	8,600 円・一式	36,900 円・一式

※吊下げポスターは6枚当りの単価です。

※1枚当りの吊下げポスター面積は小数点以下切り上げとします。

例) 0.6㎡→1.0㎡掲出単価は 8,600 円（1週間/6枚）

1.1㎡→2.0㎡掲出単価は 17,200 円（1週間/6枚）

1 2 掲示板の管理について

広告掲示板の維持補修、清掃等の日常管理については市が行いますが、掲出物の管理及び貼り出し・撤去は「広告掲出企業等」でおこなってください。

1 3 広告掲出企業等の制限事項について

広告掲出企業等は、次の制限事項を遵守しなければなりません。

- (1) 掲出契約者は、契約期間中契約された広告物を、民間企業等の広告以外の用途に供してはなりません。
- (2) 掲出契約者は、「広告掲載基準」を遵守し民間企業等の広告物を製作し掲出しなければなりません。
- (3) 掲出物は紙あるいは布製等で容易に撤去できるものでなければなりません。
- (4) 掲出契約者は、掲示板を常に清潔に保ち、歩行者に不快な思いをさせることのないよう巡回し、必要であれば清掃を実施するとともに、そのための費用を負担しなければなりません。また、道路管理者から清掃等の指示がなされた場合、速やかに清掃しなければなりません。
- (5) 掲出契約者は、広告のデザイン変更その他の行為をしようとするときは、変更等の1週間前までに書面をもって、市の承認を受けなければなりません。
- (6) 掲出契約者は、広告物に関し、市からデザイン等の改善を求められたときは、その指示に従わなければなりません。

1 4 損害賠償等について

掲出契約者は、契約した掲示板が道路管理者の通常の維持管理の範囲で、事故、災害、火災あるいはいたずら等で使用不能となったとき、あるいは前記の事由で広告物が損傷を受け掲出不能となったときは損害賠償及び掲出料の返還を請求できません。

また、掲出契約者は、契約した掲示板が前記以外で道路管理者の責により掲出不能となったときは、一年を365日で計算した日割額に掲出不能期間を乗じて算出した額の掲出料を返還請求できることとします。

1 5 応募方法について

- (1) 公募期間等について
(別紙1)のとおりです。
- (2) 応募方法について前記「1 2 広告掲出までの事務手続きについて」を参照してください。不明な点については道路管理課管理係まで連絡願います。
- (3) 公募数について
公募する掲示板は(別紙1)のとおりです。

掲示板1枚について1社、複数掲示板の応募可、また、吊下げポスターに関しては6枚について1社とします。ただし、1枚の掲示板等に複数の応募があった場合は広告審査委員会で、広告掲出企業等の決定をします。

○公募期間

随時応募を受け付けています。

(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで)

○公募掲示板

J R南千歳駅連絡通路(A, B, C, D, E)掲示板及び吊下げポスターです。

詳細は(別図)を参照してください。

○申込み先

〒066-0076

千歳市東雲町二丁目34番地

千歳市建設部道路管理課管理係

TEL 0123-24-0394 (直通)

Email dorokanri@city.chitose.hokkaido.jp

(別紙2)

広 告 掲 出 申 込 書

平成 年 月 日

千歳市道路管理者
千歳市長 山口幸太郎 様

申込者 住 所
氏 名 印
担当者 住 所
氏 名
電話番号

次により広告掲出の申し込みをします。

1 掲示板の表示

名称	掲出箇所	所在	数量
南千歳駅連絡歩道	掲示板 ()	千歳柏台1丁目3番地5 (南千歳駅連絡歩道2階)	

2 使用目的及びその用途
企業等広告の掲出

3 使用期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 広告物の種類
・年 回張替え予定

5 添付資料

- (1) 登記簿謄本の写し、納税証明書の写し
- (2) 広告仕様及び掲出案 (別紙3)
- (3) その他

(別紙3)

広告仕様及び掲出案(変更)

平成 年 月 日

千歳市道路管理者
千歳市長 山口幸太郎 様

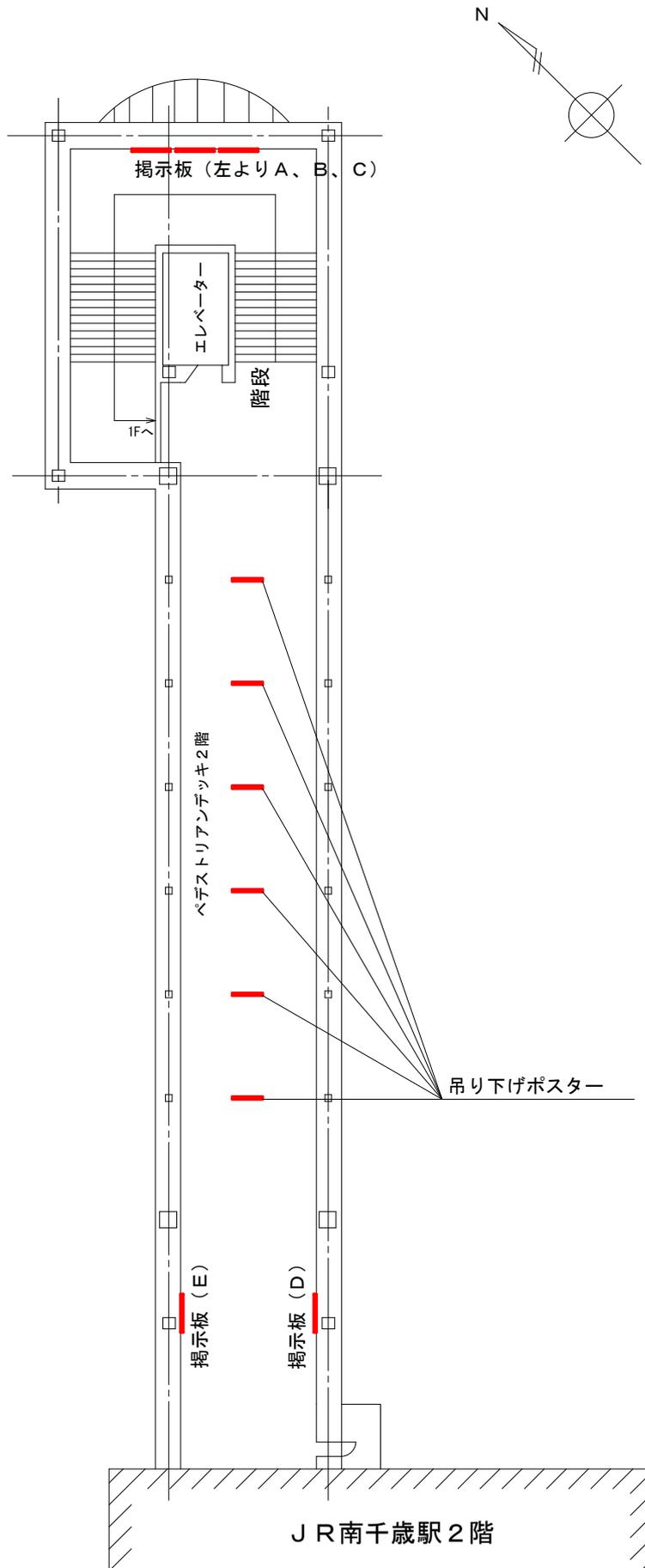
申込者	住 所	
	氏 名	印
担当者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

南千歳駅連絡歩道の掲示板 () に設置する広告案について、次のとおり申請します。

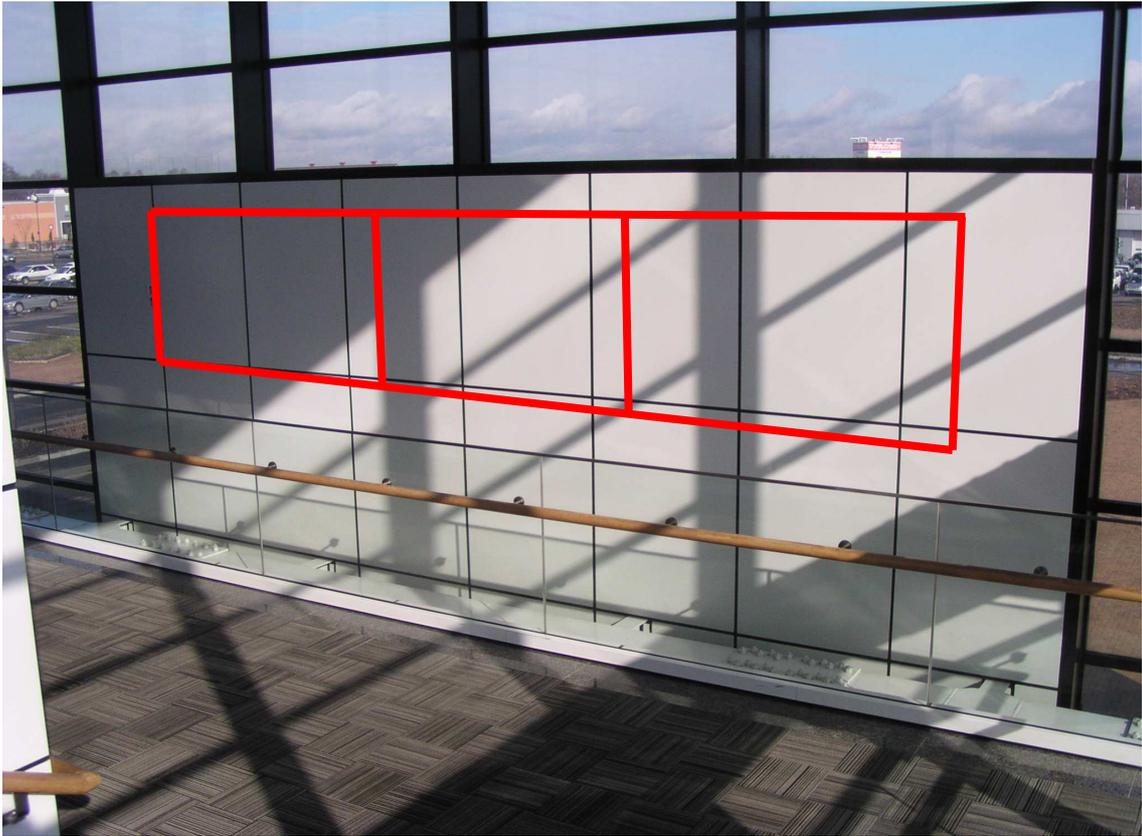
記

- 1 広告の仕様(材質、寸法等)
- 2 広告案
別図のとおり
- 3 広告案の説明(広告の目的、コンセプト等詳細に)
- 4 許可期間内における内容の変更
有り 回
無し

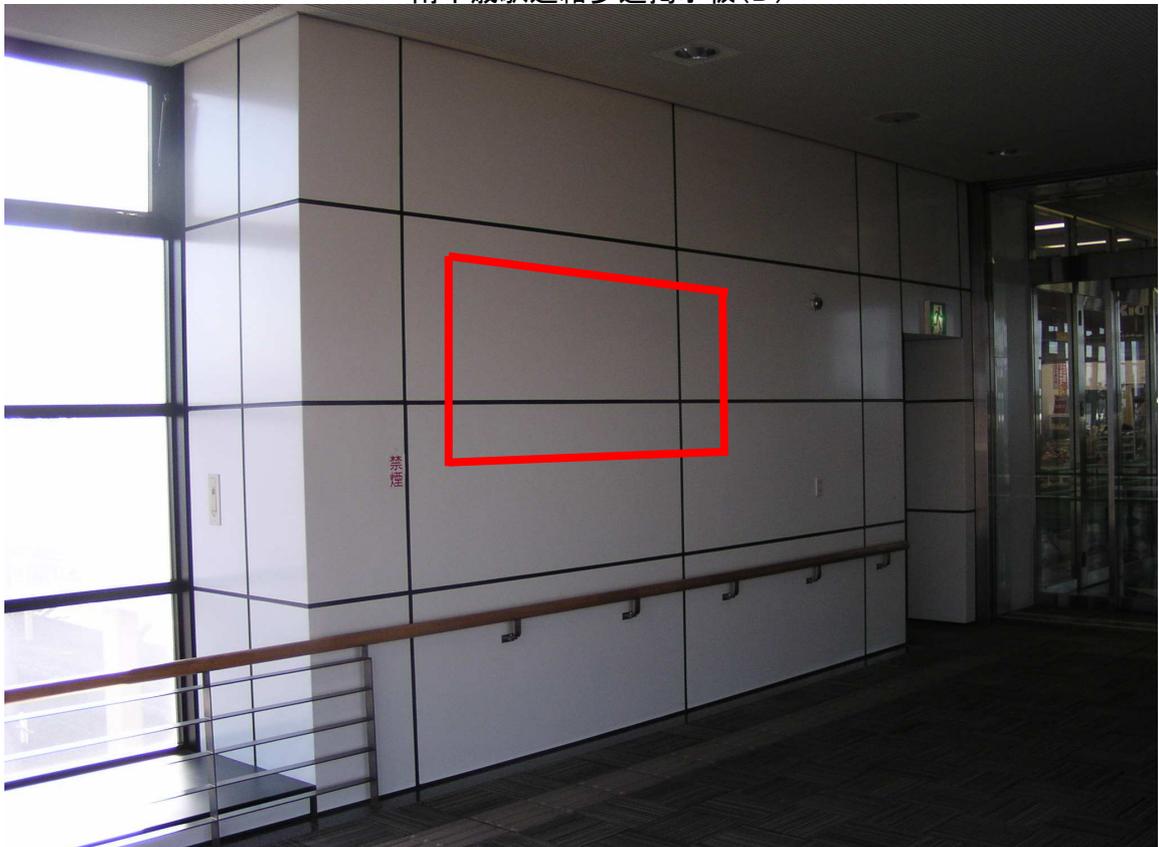
J R南千歳駅連絡歩道広告掲出位置図



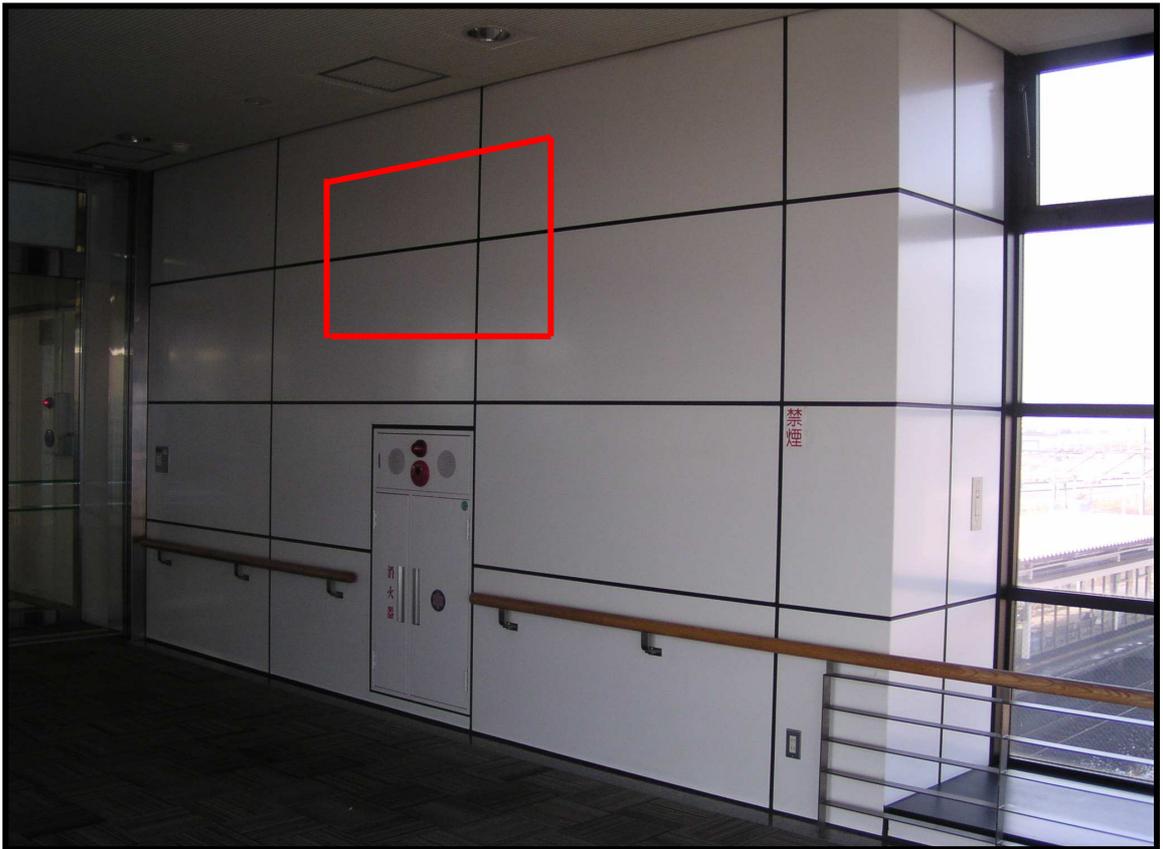
南千歳駅連絡歩道掲示板(左よりA, B, C)



南千歳駅連絡歩道掲示板(D)



南千歳駅連絡歩道掲示板(E)



南千歳駅連絡歩道掲示板(吊り下げポスター)

